

議案第 65 号

損害賠償額の決定及び和解について

草刈作業による物損事故について損害賠償額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 12 号及び第 13 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 事故発生年月日
令和 6 年 4 月 15 日 午後 2 時 00 分頃
- 2 事故発生場所
南あわじ市津井 2279 番 1 地先
- 3 相手方、損害物件
別紙のとおり
- 4 和解条項
 - (1) 賠償額は別紙のとおりとする。
 - (2) 市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、なんら債権・債務を有しない。
 - (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- 5 事故の原因
津井幼稚園駐車場の草刈作業中に小石を跳ね上げ飛散させてしまったことにより、隣接地に駐車中の相手方の車両を損傷させた。

別紙

| 相手方 | 相手方の損害物件 | 損害額 |
|-----|----------|----------|
| | 車両 | 125,158円 |